

第11次大阪府職業能力開発計画(大阪産業人材育成計画)の概要

参考資料1

職業能力開発促進法第7条に基づき、国の「第11次職業能力開発基本計画」を踏まえ、都道府県ごとに定める「職業能力開発計画」

計画期間: 令和4~8年度

課題

※大阪府職業能力開発計画アドバイザー会議の意見を踏まえて作成

労働市場の不確実性

職業人生の長期化

生産年齢人口の減少

ものづくり離れ

デジタル技術の進展

コロナを乗り越えた先の大阪の未来に向けて

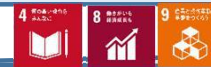
目標

労働者の主体的なキャリア形成を支援し、大阪の中小企業等に高い能力を持った人材を供給することにより大阪の産業の成長を図る

個々の特性やニーズを踏まえて労働者一人ひとりのスキルアップを支援し、誰もがいきいきと働き活躍できる全員参加型社会の実現を図る

基本方向と主な施策

I 大阪の産業の成長を支える人材の育成



(1) ものづくり分野の人材育成

□優秀なもののづくり人材を育成するため、技専校(ものづくり3校)が有する訓練技術、機器、ノウハウ等を目的別に再編し、集約する

・北大阪校: 建築・住居系人材の育成拠点

☞ 建築設計、住宅設備、インテリア木工、建築内装CAD 等

・東大阪校: 機械・金属・電気系人材の育成拠点

☞ ものづくり基礎、機械CAD、電気・ビル設備工事 等

・南大阪校: ものづくりサービスエンジニアの育成拠点

☞ 自動車車体、電気主任技術、Webシステム開発 等

□在職者の更なる技能習得に向けて、技専校と企業との連携強化を図る

・テクノ講座の充実 等

(2) ものづくりの魅力発信の強化

□SNS等を活用し、小学生の早い段階からものづくりの魅力を効果的に発信する

・公民連携の大阪ものづくり魅力発信コンソーシアム(仮称)を設置し、積極的に魅力を発信

(3) DX人材の育成

□DX(デジタルトランスフォーメーション)の進展を踏まえ、中小企業等にDX人材を供給する

・求職者や在職者がDXに必要なスキルを獲得するための訓練の拡充

☞ 委託訓練のコースや技専校の訓練科目の拡充

☞ デジタル技術をはじめ、課題発見力・解決力や情報収集力、企画提案力等の能力を習得する訓練の開発 等

・より多くの方々が、ものづくり分野のデジタルスキルを習得できるようにするため、オンライン研修等を検討

☞ オンラインとリアルを交えたデジタルスキルトレーニング

・学生にDXの重要性やDX人材の意義を理解してもらうために、実践的キャリア教育を推進する

☞ PBL(課題解決型授業)や出前講座の実施、インターンシップの活用

II セーフティネットとしての職業能力開発



(4) 早期(再)就職を支援するための職業訓練

□コロナの影響等による厳しい雇用状況に対応するため、民間教育訓練機関における離職者向け職業訓練等を拡充する

・介護や子育て等、職業訓練を受講しにくい人が受講しやすくなるよう、多様な訓練科目や身近な訓練場所の提供等

☞ 短時間、短期間訓練、大阪府域以外での訓練拡充等

・人材不足の介護や保育分野への雇用促進に向けた訓練の拡充等

☞ 介護や保育関連の訓練拡充、受講の促進等

(5) 就職困難者を対象とした職業訓練

□就職困難者の就職を支援するため、障害者校・夕陽丘校に就職困難者向け訓練科目を集約する

・障害者校: 障がい者向けの訓練拠点

☞ CAD技術、OAビジネス、WEBデザイン 等

☞ 障がい者特別委託訓練の事業者の選定にあたりプロポーザル方式を導入し、多様な質の高い訓練を実施

・夕陽丘校: 就職困難者向けの訓練拠点

☞ ビル設備管理、ワークアシスト 等

□障がい者の多様なニーズに対応した民間職業訓練の充実

・障がい者職業訓練コーディネーターを活用して、実習訓練の機会を提供する企業と障がい者のマッチング機会を拡大

III 関係機関との連携強化等

□関係機関との連携を強化し職業能力開発を推進するとともに、今後の公共職業訓練のあり方を研究する

・職業能力開発アドバイザー会議に分科会を設置して、技専校の有効活用等、公共職業訓練のあり方等を研究し、実践

様々な分野・ポジションで活躍する多様な人材の育成